**平成２２年（フ）第２４７２号**
神奈川県茅ヶ崎市矢畑131番地　モンドール湘南315号
債務者　稲垣　典子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２４９１号**
横浜市保土ケ谷区岩間町２丁目104番地４ライオンズマンション保土ケ谷第５―303号
債務者　浅井　聡
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２５５０号**
横浜市栄区本郷台３丁目31番14―302号
債務者　米澤いづみ
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２６４０号**
横浜市港北区新羽町1835番地２
債務者　八木　久栄
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２６５２号**
神奈川県綾瀬市厚木基地内　ＢＯＸ13―Ｂ．Ｂｅａｔｉｅ
債務者　西沢　瞳
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２６５４号**
横浜市港北区高田東３丁目44番７号　コンドレア高田Ⅱ―102号
債務者　福尾　幸枝（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１６３号**
沖縄県沖縄市字与儀616番地　県営浜原第二団地４棟105号室
債務者　伊禮　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２２年（フ）第２６４号**
北海道旭川市東３条11丁目３番８号　イーグル311―401号室
債務者　石澤真由佳
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３１７号**
北海道旭川市東光８条４丁目２番３号　きららパートⅡ―A203号
債務者　伊東　靖子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３２９号**
北海道空知郡中富良野町字中富良野東６線北８号
債務者　柿本　又一（旧姓出口）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３６１号**
北海道旭川市永山８条14丁目２番12号　小山マンション５号室
債務者　高野　順一
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３７６号**
北海道旭川市神楽２条８丁目１番10号　ニューライフコーポB213号
債務者　大水　貞夫
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３７７号**
北海道旭川市永山８条３丁目３番２号　パレスヒルトン202号室
債務者　島田　圭一
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３８１号**
北海道旭川市東光９条２丁目１番３号
債務者　宍戸　文弥
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３８６号**
北海道旭川市宮下通19丁目1442番地の２コーポサカイ101号室
債務者　工藤　春代（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部